

# 東温市子ども医療費助成制度をご利用のみなさまへ

東温市では、子どもさんの保険診療による医療費を助成します。

## 1. 対象の子ども

健康保険に加入している子ども（18歳到達年度の3月31日まで）

※東温市に住民登録があること

（通学等のために市外に住民登録している場合は社会福祉課までご相談ください）

※助成対象者は子どもの保護者で、東温市に住民票があり、現に子どもを監護する者

※生活保護、ひとり親医療、重度心身障害者医療など、他の制度によって既に医療費が助成されている場合は、今の制度で引き続き助成します。

## 2. 対象になる医療

保険診療による通院・入院の自己負担分

（医科、歯科、調剤、柔整、訪問看護、鍼灸など）

## 受給者証の使用方法

### ＜県内の医療機関を受診する場合＞

受診する医療機関等の窓口で、「健康保険証（又はマイナンバーカード）」と「子ども医療費受給資格証」を提示することにより、自己負担なしで保険診療の治療を受けられます。

### ＜県外の医療機関を受診する場合＞

県外の医療機関等では、子ども医療費受給資格証を直接使用することはできません。医療機関等の窓口で自己負担分を支払った後、市役所で払戻しの申請をしてください。

～払戻しの申請に必要なもの～

- ① 子ども医療費請求書（市役所でお渡しします。ホームページからダウンロードもできます。）
- ② 医療機関の領収書（医療点数等明細がわかるもの）
- ③ 受診したお子さまの健康保険証
- ④ 振込先がわかるもの（お子さまではなく、受給資格者名義のもの）

※ 請求期限は、診療日の翌月から起算して2年以内です。



東温市イメージキャラクターいのとん

## 届出が必要なとき

### ○ 住所や氏名、健康保険証が変わったとき

※ 健康保険証変更の届出について・・・

子ども医療費助成制度は、マイナンバーカードとは連携していないため、市に登録されている保険情報が自動的に変更されることはなく、また、医療機関のようにマイナンバーカードから保険情報等を取得することができません。

お手数ですが、届出の際は、必ずご加入の健康保険組合等が発行する「健康保険証」を持参してください。

### ○ 交通事故などにより、受診する場合は、速やかに市と加入している健康保険に届け出てください。

# こんなときは・・・



## 学校などでけがをしたとき

学校生活や園生活(授業中、部活動、登下校中など)でけがをした場合、日本スポーツ振興センターの災害共済給付が優先されます。

受給資格証は使用しないでください。

※ 子ども医療費受給資格証を利用して受診した医療費が災害共済給付の対象となった場合は、後日医療費の返還をお願いする場合があります。



東温市イメージキャラクターいのとん



## 高額な治療を受けるとき

高額な治療を受ける場合も、保険診療分の医療費については自己負担分が助成されます(入院における食事代や差額ベッド代などは自己負担になります)。

お願い・・・

### ☆ 限度額適用認定証の利用について

限度額適用認定証は、医療機関に支払う医療費の自己負担額を限度額までの請求とすることができる証です。

高額な治療を受ける前に、加入している健康保険組合等から「限度額適用認定証」を取得し、医療機関等にご提示ください(マイナンバーカードによる受診の場合は、限度額適用認定証の申請が省略できる場合があります)。

### ☆ 高額療養費申請手続きへのご協力について

子ども医療費助成制度から、限度額を超えた医療費が支払われた場合、後日加入されている健康保険組合等から高額療養費として医療費が還付される場合があります(還付される医療費は東温市が受領することになります)。

高額療養費の手続きは、市役所と健康保険組合等において行われますが、事前に被保険者(保護者等)からの委任が必要となります。その場合は市役所からご連絡しますので、ご協力をお願いいたします。

■ 東温市役所  
社会福祉課 児童福祉係  
089-964-4406